

○豊島区児童福祉審議会部会設置要綱

令和 5 年 2 月 1 日

子ども家庭部長決定

改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区児童福祉審議会条例（令和 4 年豊島区条例第 41 号。以下「条例」という。）第 1 条に規定する豊島区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に条例第 7 条第 1 項の規定に基づき設置する部会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(常設の部会)

第 2 条 審議会に、部会として、里親部会、権利擁護部会、児童虐待死亡事例等検証部会及び保育部会を置く。

2 里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 29 条に基づき、里親（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 4 に規定する里親をいう。以下同じ。）の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (2) 里親の登録の更新又は継続が不適当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。
- (3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

3 権利擁護部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 令第 32 条第 1 項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他児童相談所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。
- (2) 法第 33 条の 15 第 2 項の規定による被措置児童等虐待（法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待をいう。）に係る措置についての報告を受け、法第 33 条の 15 第 3 項に規定するその報告に係る意見を述べること。
- (3) 児童虐待の防止に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。
- (4) 里親養育専門相談事業における対応についての報告を受けること。また、調整が困難な事例について審議し、意見を述べること。
- (5) 措置等に対する子ども本人からの申立てについて審議し、意見を述べること。

4 児童虐待死亡事例等検証部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童虐待防止法第 4 条第 5 項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき児童虐待の予防、早期発見等の事項の調査研究及び検証を行う。

(2) 児童福祉施設等における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討すること。

5 保育部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 法第 34 条の 15 第 4 項の規定に基づき、同条第 2 項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(2) 法第 35 条第 6 項の規定に基づき、同条第 4 項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(3) 法第 46 条第 4 項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(4) 法第 59 条第 5 項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(6) 認定こども園法第 21 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(7) 認定こども園法第 22 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による取り消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(8) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等における運営状況等を調査及び検証すること

6 前各項に定めるもののほか、部会は、委員長（条例第 6 条第 1 項に規定する委員長をいう。）又は部会長（条例第 7 条第 2 項に規定する部会長をいう。以下同じ。）が必要と認める事項を調査審議することができる。

（臨時の部会）

第 3 条 前条に規定する部会のほか、審議会は、調査審議に係る事項の専門性等に応じて臨時に部会を設置することができる。

（部会の会議の特例）

第 4 条 部会長は、部会を招集する時間的余裕がない場合その他部会を招集することが困難な場合であると認めるときは、持ち回り等により当該部会の開催に代えることができる。

この場合における議事については、条例第 7 条第 4 項の規定を準用する。

（会議録）

第 5 条 部会長は、豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱第 7 条に規定する事項を記載した会議録（以下「会議録」という。）を作成し、保存するものとする。

２ 会議録は、非公開とする。ただし、部会長が必要があると認めた場合は、公開することができる。

(庶務)

第６条 里親部会、権利擁護部会及び児童虐待死亡事例等検証部会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において、保育部会の庶務は、同部保育課において、臨時の部会の庶務は同部子ども若者課がそれぞれ処理する。

(委任)

第７条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和５年２月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。